

平成17年度 (第31回)

北海道学生ゴルフ選手権競技

開催日 :平成17年6月22日(水)

場 所 札幌国際カントリークラブ

(A・B・Cコース)

1st Round A B (2nd Round C A)

組	時刻	氏名	大学	氏名	大学	氏名	大学
1	7:00	松葉喬行	北海道	松田一行	北海学園		
2	7:07	丹波俊也	道都	小林陽介	小樽商科	松本勉	東京農業
3	7:14	荒木啓至	北海学園	矢吹佳二郎	札幌	内澤朋哉	北海道医療
4	7:21	河野泰鑑	小樽商科	浅井雅人	東京農業	後藤聡史	北海道
5	7:28	佐藤貴士	札幌	田村泰介	北海道	小川慎吾	苫小牧駒沢
6	7:35	工藤真之介	札幌学院	斉藤新	北海道	主濱康宏	室蘭工業
7	7:42	大村尚生	札幌	武藤起也	北海学園	佐々木裕司	小樽商科
8	7:49	松島健	北海道	澤崎良	札幌	鶴嶋洋平	北海道東海
9	7:56	太田翔悟	小樽商科	上田修平	北海道医療	高橋周平	札幌
10	8:03	清田昌弘	室蘭工業	下出大雅	北海道	原田薫	北海学園
11	8:10	福田直博	東京農業	合田章彦	小樽商科	室橋崇弘	北海道

1. 欠場者のあるときは本スタート時刻及び組み合わせ表を変更する場合がある。
2. 欠場の場合 :競技前日までは北海道ゴルフ連盟事務局(011-221-4564)、
競技当日は開催コース内の大会競技委員まで連絡のこと。(札幌国際CC :011-376-2221)
3. 指定練習日 :6月13日(月)~17日(金)、20日(月)~21日(火)
(練習ラウンドに際しては開催倶楽部の了解を得て、その指示に従って練習すること)

競技委員長 横田 章

平成 17 年度 (第 31 回)

北海道学生ゴルフ選手権競技

開催日：平成 17 年 6 月 22 日 (水)

開催コース：札幌国際カントリークラブ

(A B C コース)

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。 (ゴルフ規則書 161p 参照)

b. ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 (c)1b』を適用する。

(ゴルフ規則書 161p 参照)

3. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

4. ホールとホールの間での練習禁止

競技者は、プレーを終えたばかりのホールの、

(a) グリーン上やその近くで練習ストロークをしたり (b) グリーン上で球を転がしたりしてはならない。

これらに違反した場合、競技者は次のホールで 2 罰打を受ける。ただし、ラウンドの最終ホールでのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。 (ゴルフ規則書 58p、165p 参照)

5. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格 (ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

6. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c)9 移動』を適用する。 (ゴルフ規則書 166 ページ参照)

7. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。 (ゴルフ規則書 163 ページ参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
7. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジ以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
8. A コースの? 9 ホールの右側 240 ヤード付近の林の中の舗装道路を含めた白線内の区域は道路と同じ取り扱いとする。即ち、その白線内の区域は障害物であって修理地ではなく、罰なしに規則 24-2b-(i)の救済を受けることができる。
9. コース内にある防球ネットによる障害(規則 24-2a)のため、規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり中や下を通さずにニアレストポイントを決定しなければならない。
10. グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 (B)5』を適用する。

(ゴルフ規則書 153 ページ参照)

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 競技者は指定のスター時刻の 10 分前までに所定のティインググラウンド付近に待機し、競技委員より競技用スコアカードの交付を受けること。委員は競技用スコアカードを競技者立ち会いのもとにマ - カ - を指定し、マーカーに交付する。
4. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則書 52 ページ参照)
5. 競技当日のスター前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚(球)を限度とする。

競技委員長 横 田 章